

ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤使用製品の輸入禁止へ



2008年5月1日より化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、化審法)施行令に従い、2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールが使用されている場合に輸入できない製品として塗料や接着剤等の製品の政令指定を行いました。これによって同物質が使用されている化粧板(特殊合板)、ワックス、塗料等の指定された14品目は輸入することができなくなりました。

これは、厚生労働省、経済産業省及び環境省の関係審議会において、2007年11月10日に施行された化審法施行令の改正により、プラスチックに添加して使われるベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールを第1種特定化学物質への指定を行い、事実上製造・使用等が禁止され、また、同物質が使用されている製品の輸入規制については2008年5月1日より施行となっていました。

化審法では、自然的作用による化学的変化を生じにくく(難分解性)、生物の体内に蓄積されやすいものであり(高蓄積性)、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある(人又は高次捕食動物に対する長期毒性)の3つの性状を有していることが判明した化学物質は、第1種特定化学物質として政令で指定され、製造・使用等が事実上禁止され、使用用途も制限されます。また、物質によってはその物質及びその物質が使用されている場合に輸入できない製品を政令指定しています。

当社では、様々な化学物質を分析しておりますので、是非ご相談下さい。

資料 経済産業省ホームページ

クロマト分析箇所 山田悠貴